

農地利用最適化交付金事業実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制 定 平成 28 年 3 月 29 日付け 27 経営第 3278 号
改 正 平成 29 年 3 月 28 日付け 28 経営第 3215 号
改 正 平成 30 年 3 月 30 日付け 29 経営第 3535 号
改 正 平成 31 年 3 月 29 日付け 30 経営第 2860 号
改 正 令和元年 5 月 8 日付け元経営第 2 号
改 正 令和 2 年 4 月 1 日付け元経営第 2280 号
改 正 令和 3 年 3 月 30 日付け 2 経営第 3385 号
改 正 令和 4 年 3 月 28 日付け 3 経営第 3127 号

第 1 趣旨

農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るためには、農地利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等）を推進する必要があります。また、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）により農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「農業委員会法」といいます。）が改正され、農地利用の最適化の推進に関する事務が農業委員会の必須事務に位置付けられたところです。

以上を踏まえ、農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、この要綱の定めるところにより、農地利用最適化交付金事業を実施します。

第 2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、農業委員会とします。

第 3 事業の内容

1 交付対象事業

農業委員会の積極的な活動を推進するため、農業委員会法第 6 条第 2 項の規定による農地利用の最適化に係る活動（以下「最適化活動」といいます。）を実施するために必要となる次の事業に係る経費について交付金を交付します。交付の対象となる期間は、事業実施年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとします。

（1）推進委員等による最適化活動推進事業

農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」といいます。）及び最適化活動を行

う農業委員（以下「推進委員等」といいます。）が行う農地等のあっせん・利用調整、遊休農地の解消、新規参入の促進等の最適化活動を推進するため、次に掲げる経費を支援します。

ア 最適化活動を行う推進委員等の報酬に係る経費

推進委員等が実施する最適化活動の実績に応じて支払う報酬の財源

イ 遊休農地の解消等の最適化活動や農地等の所有者等への意向把握に係る経費

遊休農地の解消、新規参入の促進のための相談会（以下「新規参入相談会」といいます。）等への参加、農地等のあっせん・利用調整及びタブレットを活用した農業委員会の管内の農地等の所有者等に対する意向の調査等の活動

（2）農地利用の最適化の推進のための支援事業

農業委員会による最適化活動を推進するため、農業委員会事務局が行う次に掲げる活動に要する経費を支援します。

ア 農地等の所有者等への意向把握に係る経費

農業委員会の管内の農地等の所有者等に対する意向の調査の実施（農地法（昭和27年法律第229号。以下同じです。）第32条第1項に基づく利用意向調査を除く。）

イ 人・農地プランの作成・地域の話合いの推進活動に係る経費

推進委員等が把握した農地等の所有者等の意向を反映した地図の作成、集落座談会の開催

ウ 最適化活動の適正実施に係る活動に係る経費

推進委員等が行った最適化活動の記録簿（「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知。以下「推進通知」といいます。）の第1の1の(2)により作成する記録簿をいいます。以下同じです。）の集計、その他最適化活動の適正な実施に係る事務

2 交付額の算定基準

農業委員会が、推進通知第1の2に基づく最適化活動の目標（以下「最適化活動の目標」といいます。）を設定し、当該目標の達成状況に応じて次により交付額を算定します。なお、算定に必要な評価点は別添によるものとします。

（1）推進委員等の実績に応じた交付金

推進委員等の実績に応じた交付金として、予算額の7割の範囲内で次により交付金（以下「推進委員等の実績に応じた交付金」といいます。）を交付します。

ア 推進委員等の成果実績払い

推進通知の第1の2の(1)の②の推進委員等の担当区域ごとの目標の達成状況

(以下「推進委員等の成果実績」といいます。)に応じて、別添第2の(1)に定める評価点に基づき交付する交付金(以下「推進委員等の成果実績払い」といいます。)として、推進委員等の実績に応じた交付金のうち3割を交付します。推進委員等1人当たりの交付額は、次の計算方法により得られる額とします。

算定額(推進委員等1人当たり) = 別添第2の(1)により算定した評価点 ÷
別添第2の(1)により算出した全推進委員等の評価点の平均 × (予算額の21%を上限とする額 ÷ 全推進委員等の人数)

イ 推進委員等の活動実績払い

推進通知の第1の2の(2)の①の推進委員等が最適化活動を行う日数の目標の達成状況(以下「推進委員等の活動実績」といいます。)に応じて、別添第2の(2)に定める評価点に基づき交付する交付金(以下「推進委員等の活動実績払い」といいます。)として、推進委員等の実績に応じた交付金のうち7割を交付します。推進委員等1人当たりの交付額は、次の計算方法により得られる額とします。

算定額(推進委員等1人当たり) = 別添第2の(2)により算定した評価点 ÷
別添第2の(2)により算定した全推進委員等の評価点の平均 × (予算額の49%を上限とする額 ÷ 全推進委員等の人数)

ウ その他

国は、特に必要があると認める場合は、ア及びイに定める算定基準とは別の算定基準により、推進委員等の実績に応じた交付金を交付するものとします。

(2) 農業委員会の実績に応じた交付金

農業委員会の実績に応じた交付金として、推進通知の第1の2の(1)の①並びに(2)の②及び③の目標の達成状況(以下「農業委員会の実績」といいます。)に応じて、別添第2の(3)に定める評価点に基づき予算額の3割の範囲内で交付金(以下「農業委員会の実績に応じた交付金」といいます。)を交付します。一委員会当たりの交付額は、次の計算方法により得られる額とします。

算定額(農業委員会1委員会当たり) = 別添第2の(3)により算定した評価点 ÷ 別添第2の(3)により算出した全農業委員会の評価点の平均 × (予算額の3割の範囲内 ÷ 全農業委員会数) 等の人数)

(3) 令和4年度における経過措置について

(1) 及び(2)の交付金の交付額の合計が、従前の取扱いによる交付額に対して減少する農業委員会への緩和措置について、以下のとおりとする。

ア 配分基礎額

以下の(ア)及び(イ)の合計額を配分基礎額とする。

(ア) 予算額のうち5億円を超えない範囲内の額

(イ) 各農業委員会において、(1)の交付金の交付額が、令和元年度から令和3年度までの本交付金の平均交付実績額に対して増加する場合における、当該増加額の2割を超えない範囲内の額

イ 対象委員会等

(1) 及び(2)の交付金の交付額の合計が、令和元年度から令和3年度の本交付金の平均交付額に対して減少する農業委員会に対して、当該減少額の7割を超えない範囲内で、アの配分基礎額を財源として、交付額の減少に対する緩和措置を講ずるものとしします。

ウ 本取扱いによる(1)及び(2)の留意事項

(1) 及び(2)の交付金の交付額の算定における「予算額」については、予算総額からアの配分基礎額を減じた額を「予算額」としします。

(4) (1)の計算において対象となる推進委員等は、推進通知第1に基づき、事業実施年度の前年度(ただし、令和4年度にあっては事業実施年度)において、最適化活動の目標の設定、活動の記録及び点検・評価を実施している推進委員等とします。

(5) (2)の計算において対象となる月数は、事業実施年度の前年度の4月から3月までの12月とします。ただし、令和4年度においては別添第3の(4)によるものとします。

第4 事業の実施

1 事業実施計画の作成及び承認の手続

(1) 交付金の交付を受けようとする場合には、農業委員会会長は、農地利用最適化交付金事業実施計画(別紙様式第1号。以下「農業委員会事業計画」といいます。)を作成し、都道府県知事へ提出してください。

(2) 事業実施年度内に改選が行われる予定である農業委員会において、当該改選の前に農業委員会事業計画を作成し、都道府県知事に提出する場合であって、改選後の農業委員及び推進委員の定数が条例で定められたときは、農業委員会事業計画の提

出時点において現に在任している農業委員及び推進委員の人数を改選前委員数、当該定数を改選後委員数とそれぞれみなすものとします。

- (3) 改選が行われた農業委員会は、推進委員の委嘱が未了であっても、推進委員の定数を改選後の推進委員の人数とみなして農業委員会事業計画を作成し、都道府県知事に提出することができるものとします。
- (4) 都道府県知事は、農業委員会事業計画について必要な調整を行った上で、当該農業委員会事業計画の内容が本要綱等に照らして適当と判断する場合は、都道府県農地利用最適化交付金事業実施計画（別紙様式第2号。以下「都道府県事業計画」といいます。）を作成し、農業委員会事業計画を添えて、農地集積・集約化等対策推進交付金交付要綱（平成31年3月28日付け30経営第2525号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」といいます。）第4に基づく交付申請書に添付するものとします。なお、その際は、交付要綱第6に基づく地方農政局長等（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいいます。以下同じです。）からの交付決定通知をもって、都道府県事業計画の承認があったものとみなします
- (5) 都道府県知事は、(4)により承認を受けたときは、速やかに農業委員会会長に対して、その旨の通知を行ってください。
- (6) 農業委員会事業計画又は都道府県事業計画について、交付要綱第8に定める変更が生じた場合には、(1)、(4)及び(5)の手續に準じて、地方農政局長等の承認を受けてください。なお、都道府県事業計画については、交付要綱第8の規定による変更承認申請書に添付することとし、その際は同規定による変更等承認通知をもって、承認があったものとみなします。

2 最適化活動実績報告の作成の手續

- (1) 交付金の交付を受けようとする場合には、農業委員会会長は、最適化活動実績報告書（別紙様式第3号。以下「農業委員会実績報告」といいます。）を作成し、事業実施年度の6月末日（令和4年度においては、事業実施年度の11月15日）までに都道府県知事に提出してください。
- (2) 都道府県知事は、(1)により提出された最適化活動実績報告を取りまとめた上で、都道府県最適化活動実績報告書（別紙様式第4号。以下「都道府県実績報告」といいます。）を作成し、事業実施年度の7月末日（令和4年度においては、事業実施年度の11月末日）までに地方農政局長等に提出してください。

3 事業完了報告

- (1) 農業委員会会長は、毎年度、事業が完了したときは、農地利用最適化交付金事業

完了報告書（別紙様式第1号。以下「農業委員会完了報告」といいます。）を作成し、都道府県知事へ提出してください。

- (2) 都道府県知事は、(1)により提出された農業委員会完了報告を取りまとめた上で、都道府県農地利用最適化交付金事業完了報告書（別紙様式第2号。以下「都道府県完了報告」といいます。）を作成し、農業委員会完了報告を添えて、交付要綱第13に基づく実績報告書に添付することにより、地方農政局長等に提出してください。

第5 交付金の使途

本交付金のうち、推進委員等の実績に応じた交付金については、第3の1の(1)の用途に限り、使用するものとします。

第6 国及び都道府県による交付

1 国の交付

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費（別表に掲げるものに限ります。）を対象として、都道府県に対して交付金を交付します。

2 都道府県の交付等

- (1) 事業を実施する農業委員会を置く市町村は、都道府県が定めるところにより、都道府県に対して交付の申請をしてください。
- (2) 都道府県は、事業を実施する農業委員会を置く市町村からの申請に基づき、第3の2に規定する国の交付額の算定基準に準じて、国から交付された交付金を財源として当該市町村に交付金を交付するものとします。

第7 事業実施の要件

- (1) 事業実施年度において、農業委員会が、農業委員会法第7条の指針を作成していることのほか、次の条件の全てを満たしていることを事業実施の要件とします。
- ア 推進通知に基づいて、最適化活動の目標の設定、活動の記録、点検・評価の実施、その結果の公表・報告等を行うこととしていること。
- イ 農地情報公開システムの情報を適切に更新していること。
- ウ 別添第2の(2)の評価点の対象期間において一月の活動日数が0日であった推進委員等がないこと。ただし、推進委員等が負傷又は疾病、災害その他社会通念上やむを得ないと認められる事由により15日以上連続して最適化活動ができなかった月については、この限りではありません。

- (2) 第3の2の(1)の交付金については、(1)の要件を満たす場合であっても、別添第2の(2)の評価点の対象期間における推進委員等の活動日数の年間平均において、月ごとの活動日数が平均5日以下である場合は、当該推進委員等に対して交付することはできません。ただし、当該推進委員等が負傷又は疾病、災害その他社会通念上やむを得ないと認められる事由により15日以上連続して最適化活動ができなかった月については、この限りではありません。

第8 事業実施における留意事項

- (1) 推進通知第1の2の(2)の①に基づき、農業委員会で設定した推進委員等が最適化活動を行う日数の目標について、下記のいずれかに当てはまる場合は、当該目標設定の考え方を確認することがあります。

- ア 農業委員会で設定した日数の目標が月当たり10日を大きく下回っている場合
- イ 農業委員会で設定した日数の目標に対し、最適化活動を行った日数が大きく下回っている推進委員等が太宗を占める場合

- (2) 交付金の交付を受けた市町村は、推進委員等各人の最適化活動の目標の達成状況に応じて報酬を支払うよう努めるものとします。また、市町村は、本事業が農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進することを趣旨としていることに鑑み、推進委員等の報酬について、業務に見合う適切な水準となるよう努めるものとします。

第9 交付金の返還等

- (1) 国は、本事業の実施に当たり、本要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合、事業を実施していなかった場合及び農業委員会実績報告、都道府県実績報告、農業委員会完了報告又は都道府県完了報告の内容に虚偽又は誤びゅうがあった場合は、都道府県に対し、交付金の一部又は全部を返還させる措置を講じることができるものとします。
- (2) 都道府県は、国から(1)に基づく交付金の返還命令があった場合は、交付金を交付した市町村に対し、交付金を返還させる措置を講じるものとします。
- (3) 本事業の終了後において、市町村から交付金の返還があった場合には、都道府県は、これを国に納付してください。

第10 証拠書類の保管

農業委員会は、本事業に関する証拠書類及び証拠物並びに交付に関する書類を当該事

業の完了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管してください。なお、これらの書類の整備及び保管については、電磁的記録によることができます。

第11 関係機関との連携

都道府県及び農業委員会は、本事業の実施に当たり、市町村、農地中間管理機構及び農業委員会ネットワーク機構等の関係機関と密接に連携し、本事業を効果的に推進するよう努めるものとします。

第12 報告及び検査

国は、本事業の適正かつ適切な実施のため、都道府県、市町村及び農業委員会に対し、必要な事項の聴取、現地への立入調査及び是正のために必要な指導を行うことができるものとします。また、これらの措置を行っても改善が図られない場合には、都道府県に対し、交付金の一部又は全部を返還させる措置を講じることができるものとします。

第13 個人情報の安全管理

農業委員会は、個人情報の取得、利用、管理及び提供等を行う場合には、個人情報に関する法令等を遵守し、情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の必要かつ適切な措置を講じてください。

附 則（平成28年3月29日付け27経営第3278号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行します。

附 則（平成29年3月28日付け28経営第3215号）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地利用最適化交付金事業実施要綱の規定に基づき、平成28年度以前に実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（平成30年3月30日付け29経営第3535号）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地利用最適化交付金事業実施要綱の規定に基づき、実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（平成31年3月29日付け30経営第2860号）

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地利用最適化交付金事業実施要綱の規定に基づき、平成 30 年度以前に実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（令和元年 5 月 8 日付け元経営第 2 号）

- 1 この通知は、令和元年 5 月 8 日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地利用最適化交付金事業実施要綱の規定に基づき、実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなします。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとします。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日付け元経営第 2280 号）

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地利用最適化交付金事業実施要綱の規定に基づき、令和元年度以前に実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 経営第 3385 号）

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地利用最適化交付金事業実施要綱の規定に基づき、令和 2 年度以前に実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなします。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとします。

附 則（令和 4 年 3 月 28 日付け 3 経営第 3127 号）

- 1 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地利用最適化交付金事業実施要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

別添（第3関係）

農業委員会ごとの交付額の算定に必要な評価点は、次によるものとします。

第1 基本的な考え方

交付額の算定に必要な評価点は、事業実施年度の前年度における「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知。以下「推進通知」といいます。）の第1の2に基づいて農業委員会が設定した最適化活動の目標の達成状況に応じた評価点とします。

第2 目標の達成状況に応じた評価点

（1）推進委員等の成果実績払い

推進委員等の成果実績払いの評価点は、推進通知の第1の2の(1)の②の推進委員等の担当区域ごとの成果目標の達成状況に応じた次の基本評価と加算評価の合計点とします。

ア 基本評価

番号	目標項目	達成状況	評価点
①	農地の集積	目標を上回っている (達成率110%以上)	5
		概ね目標どおり (達成率90%以上、110%未満)	3
		目標を下回っている (達成率90%未満)	1
②	緑区分の遊休農地（「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号農林水産省経営局長、21農振第1598号農林水産省農村振興局長。以下「運用通知」といいます。）の第3の1の(3)のアの(ウ)のaに該当する農地をいいます。以下同じ	目標を上回っている (達成率110%以上)	5
		概ね目標どおり (達成率90%以上、110%未満)	3
		目標を下回っている (達成率90%未満)	1

	です。) の解消		
③	新規参入の促進	目標を上回っている (達成率 110%以上)	5
		概ね目標どおり (達成率 90%以上、110%未満)	3
		目標を下回っている (達成率 90%未満)	1

(※1) 担当区域内で農地の集積の実績が全くない場合(目標を達成している場合を除く。)は、上表によらず、評価点は0とする。

(※2) 事業実施年度の前年度において、農地法第30条に基づく利用状況調査を担当区域内の全ての農地を対象として実施していない場合は、評価点は0とする。

(※3) 担当区域内において農地所有者による新規参入者に対する貸付意向が全くない場合(農業委員会の管内全ての農地が推進通知の別表1で掲げる者に貸し付けられている場合を除く。)は、評価点は0とする。

イ 加算評価

番号	目標項目	達成状況	評価点
①	既存の緑区分の遊休農地の解消	当該年度に令和8年度までの目標を達成	5
②	新規発生した緑区分の遊休農地の解消	前年度に新規発生した緑区分の遊休農地を全て解消した	1
③	遊休農地(農地法(昭和27年法律第229号。以下同じです。)第32条第1項第1号及び第2号の農地をいいます。以下同じです。)の発生防止	前年度に遊休農地の新規発生なし	1
		前年度と当年度のいずれも遊休農地の新規発生なし	1
		農用地区域内で遊休農地の新規発生なし	1

(2) 推進委員等の活動実績払い

推進委員等の活動実績払いの評価点は、事業実施年度の前年度における4月1日から3月末日までの間における推進通知の第1の2の(2)の①の活動目標の達成状況

に応じた下表ア及びイによる評価点の合計とします。ただし、月当たりの最適化活動を行う日数目標については、農業委員会で設定する目標に関わらず、月当たり 10 日とします。また、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ次によるものとします。

ア 活動日数が 5 日以下の月が生じた場合

推進委員等の活動日数が 1 日以上かつ 5 日以下の月が生じた場合は、当該推進委員等の評価点は 0 とするとともに当該推進委員等の（1）の評価点も 0 とします（当該推進委員等が負傷又は疾病、災害その他社会通念上やむを得ないと認められる事由により 15 日以上最適化活動ができなかった月が生じた場合を除きます。イにおいて同じです。）。

イ 活動日数が 0 日の月が生じた場合

推進委員等の活動日数が 0 日となった月が生じた場合は、当該推進委員等が所属する農業委員会は、本文第 7 の（1）のウの要件を満たさないものとします。

達成状況	評価点
ア 月当たり 10 日の最適化活動を行う	
10 日を超えて活動を行った	3
10 日活動を行った	2
10 日未満活動を行った	1
イ 月当たりの最適化活動の日数	
13 日以上	5
8 日～12 日	3
6 日～7 日	1

※ 推進委員等の年度内の活動日数の合計を 12 で除した日数（月当たりの平均活動日数）を上表に当てはめて評価点を算出する。

（3）農業委員会の実績に応じた交付金

農業委員会の実績に応じた交付金の評価点は、推進通知の第 1 の 2 の（1）の①並びに（2）の②及び③の農業委員会の成果目標と活動目標の達成状況に応じた次の基本評価と加算評価の合計点とします。

ア 基本評価

番号	目標項目	達成状況	評価点
①	農地の集積 （※ 1）	目標を上回っている （達成率 110%以上）	5

		概ね目標どおり (達成率 90%以上、110%未満)	3
		目標を下回っている (達成率 90%未満)	1
②	緑区分の遊休農地の解消 (※2)	目標を上回っている (達成率 110%以上)	5
		概ね目標どおり (達成率 90%以上、110%未満)	3
		目標を下回っている (達成率 90%未満)	1
③	新規参入の促進 (※3)	目標を上回っている (達成率 110%以上)	5
		概ね目標どおり (達成率 90%以上、110%未満)	3
		目標を下回っている (達成率 90%未満)	1

(※1) 農地の集積の実績が全くない場合(目標を達成している場合を除く。)は、上表によらず、評価点は0とする。

(※2) 事業実施年度の前年度において、農地法第30条に基づく利用状況調査を農業委員会の管内の全ての農地を対象として実施していない場合は、評価点は0とする。

(※3) 農地所有者による新規参入者に対する貸付意向が全くない場合(農業委員会の管内全ての農地が推進通知の別表1で掲げる者に貸し付けられている場合を除く。)は、評価点は0とする。

イ 加算評価

(ア) 成果目標

番号	目標項目	達成状況	評価点
①	黄区分の遊休農地(運用通知の第3の1の(3)のアの(ウ)のbに該当する農地をいいます。以下同じで	黄区分の遊休農地の解消のための工程表を策定した	1

	す。)の解消計画の策定		
②	既存の緑区分の遊休農地の解消	当該年度に令和8年度までの目標を達成	5
③	新規発生した緑区分の遊休農地の解消	前年度に新規発生した緑区分の遊休農地を全て解消した	1
④	遊休農地の発生防止	前年度に遊休農地の新規発生なし	1
		前年度と当年度のいずれも遊休農地の新規発生なし	1
		農用地区域内で遊休農地の新規発生なし	1

(イ) 活動目標

番号	目標区分	達成状況	評価点
①	活動強化月間の実施	達成した (強化月間を3月以上実施)	1
②	新規参入相談会への参加	参加した	1

第3 令和4年度の取扱い

- (1) 第1の「事業実施年度の前年度」とあるのは「事業実施年度」と読み替えるものとしします。
- (2) 第2の(1)の推進委員等の成果実績払いの評価点のアの基本評価の評価点の適用に当たっては、令和4年度の4月1日から9月末日までの間における目標値の2分の1の数値に対する達成状況により評価点を算出するものとしします。また、イの加算評価は適用しません。
- (3) 第2の(2)の推進委員等の活動実績払いは、次のとおり取り扱うものとしします。
- ア 「事業実施年度の前年度における4月1日から3月末日までの間」とあるのは、「事業実施年度の前年度の1月1日から事業実施年度の9月末日までの間」と読み替えるものとしします。ただし、本文第7の(1)のウ及び同(2)の適用に当たっては、事業実施年度の前年度の1月1日から3月末日までの期間は含めないものとしします。

イ 第2の(2)の下表欄外の「12で除した日数」とあるのは、「9で除した日数」と読み替えるものとします。

(4) 第2の(3)の農業委員会の実績に応じた交付金の評価点は、次のア及びイの評価点の合計とします。

ア 第2の(3)のアの基本評価の令和4年度の4月1日から9月末日までの間における目標値の2分の1の数値に対する達成状況による評価点

イ 下表による令和3年度における最適化活動の実績に応じた評価点

番号	評価点の算定方法	
①	指標	
	<p>農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。）第7条第1項の指針において、令和4年度以降の農地の集積に係る目標を80%以上に設定している場合には、当該集積率の令和3年度の目標集積率</p> <p>これに該当しない場合は、都道府県が定めた目標（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条第2項第4号に掲げる目標をいいます。）の令和3年度の目標集積率</p>	
	達成状況	評価点
	目標を上回っている（達成率110%以上）	5
	概ね目標どおり（達成率90%以上、110%未満）	3
目標を下回っている（達成率90%未満）	1	
②	指標	
	<p>令和3年度の利用状況調査（農地法第30条第1項に規定する利用状況調査をいう。以下同じです。）により判明した「緑区分の遊休農地」の解消状況</p>	
	達成状況	評価点
	全て解消した	5
	一部を解消した	3
全く解消しなかった	1	

(別表)

区 分	内 容	注 意 点
委員報酬	農業委員又は農地利用最適化推進委員に対して支払う報酬	市町村の条例に基づき支払う報酬をいいます。
旅費	資料収集、各種調査、巡回指導、会議及び打合せ等に参加した農業委員及び職員その他の出席者に対して支払う旅費	旅費の支出に当たっては、市町村の条例又は事業実施主体が定める旅費に関する規程（地方公共団体が定める規程に準拠する場合を含みます。）に基づき支払った場合に限ります。
報酬・謝金	弁護士、行政書士及び講師等に対して支払う報酬又は謝金	報酬又は謝金は、業務の内容に応じた常識を越えない妥当な根拠に基づき単価を設定してください。
賃金・給与・報酬・職員手当等	① 資料収集・整理、各種調査の調査票の配布・回収、各種集計等の事務を補助するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日又は時間当たりの単価に、直接補助事業に従事した日数又は時間数を乗じて算出する対価のことをいいます。以下同じです。） ② 各種調査を行うために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価	雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」ではなく、「その他の経費」の区分により申請してください。 賃金の単価については、事業実施主体が定める賃金支給規則等（地方公共団体が定める規則に準拠する場合を含みます。）に基づき支払った場合に限ります。
手当	資料収集、各種調査、会議及び打合せ等に参加した者等に対して支払う実働に応じた	手当の単価については、業務の内容に応じた

	対価	常識を越えない妥当な根拠に基づき単価を設定してください。
印刷製本費	① 教材、資料及びパンフレット等の印刷代 (用紙代を含みます。 ② 教材及び資料等の製本代	
借料及び使用料	会場借料、物品等使用料、損料、パソコン及びプリンター(無線LANルーターを含みます。)のリース費用並びにタブレットの端末管理ツール費用等	
雑役務費	調査等の集計、器具機械等の修繕、各種保守及び速記等の手数料等	
通信運搬費	タブレット等の通信料、郵便料、運送料及び発送料等	
消耗品費	各種事務用品(コピー用紙、封筒、ファイル、筆記用具及び文具用類等)代	1件当たり3万円未満のものに限ります。
その他の経費	上記のほか事業を実施する上で必要となる経費	